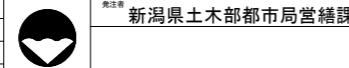


〇〇〇		工事設計図		新潟県土木部都市局営繕課																															
工事場所 建物概要		<table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> <th>消防令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇造</td> <td>〇階</td> <td>〇〇㎡</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> </table>		建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防令別表第一	備考	〇〇〇	〇〇造	〇階	〇〇㎡	〇〇		1. 監督員事務所 ※ 設けない ・ 設ける (仮設事務所の中に監督員用スペースを ㎡程度確保する)		2-4.1.1	<表 - 1> 「発生材の処理等」 1. 再生資材の利用 下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table border="1"> <tr> <th>再生資材名</th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> <th>再資源化施設名・所在地</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考											
建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防令別表第一	備考																														
〇〇〇	〇〇造	〇階	〇〇㎡	〇〇																															
再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考																															
仕様書 I. 共通仕様 1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。 新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(以下「標仕」という。)&「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版」(以下「標準図」という。)による。 改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(以下「改修標仕」という。)&「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版」(以下「標準図」という。)による。 2～4及び別表は省略。 (「新潟県土木部建築工事仕様書作成要領別記3『機械設備工事共通仕様』」のとおり。新潟県ホームページを参照)		2. 工事用水 3. 工事用電力 4. 仮設建物等 5. 掘削 6. 埋め戻し土・盛土 7. 残土処理 ※ 掘削土の良質土(ただし管の周囲は山砂の類とする。) ・ 全て山砂の類で行う ※ 掘削土の良質土(ただし管の周囲は山砂の類とする。) ・ 全て山砂の類で行う ※ 掘削土の良質土(ただし管の周囲は山砂の類とする。) ・ 全て山砂の類で行う		2-4.1.1 [1-2.3.1] [1-2.2.2] [1-2.2.2]	2-4.2.1 [2-4.2.1] 2-4.3.1 [2-4.3.1]																														
II. 特記仕様 凡例 (1) 章と項目は番号に○のついたものを適用する。特記事項は・に○のついたものを適用する。 (2) 特記事項で、⊙印のない場合は、※印を適用する。⊙印と※印のある場合は⊙印のみ適用する。⊙印と⊗印のある場合は両方適用する。 (3) 根拠項目の「a-b.c.d」は標仕並びに改修標仕の第 a編 b章 c節 d項を表す。		8. 地業工事 9. 鉄筋工事 ※ 異形鉄筋 (※ A種・B種) (※ SD295A・SD345) ・ 丸鋼 (※ A種・B種) 10. コンクリート工事 細骨材 ※ 砂利・碎石・砂利と碎石の混合 (/Wt以下) 細骨材 ※ 洗砂 普通コンクリート ※ レディーミクスコンクリート (※ I類・II類) 設計基準強度 (N/mm ²) スランプ 15cm又は18cm 18 施工箇所 () 21 施工箇所 () 24 施工箇所 () 27 施工箇所 () 強度試験 ※ 省略する・実施する ()		2-4.4.1 [2-4.4.1] 2-4.4.1 [2-4.4.1] 2-4.4.1 [2-4.4.1]	2-4.4.1 [2-4.4.1] 2-4.4.1 [2-4.4.1]																														
3. 排水方式 2. 配管材料 ※ 重力式 ・ 圧送式 ※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) JIS K 6741 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741 ・ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU) AS-58 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) JIS K 9798 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 (RS-VU) JIS K 9797 エルボ返しに通気金物を下方から取付けてはならない。		※ 小口径塩ビ管 ・ 下水道事業者指定品 ※ 塩ビ管の場合は鎖付とする。(ただし、適合品がない場合は除く。) 材質 (※ ステンレス・FRP製・鉄製)		5-1.8.5 5-1.8.6 5-1.7.8																															
1. 既設浄化槽処理 ※ 槽内配管、機器類は全て撤去 ※ 槽内汲取り、高圧水洗浄清掃、消毒薬(次亜塩素酸カルシウム又はナトリウム溶液)散布 ・ RC製 ※ 全て解体撤去 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 (槽内穴あけ φ150mm 箇所) ・ FRP製 ※ 全て解体撤去 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 (処理槽本体は全て撤去 GL-500より下の支柱、下スラブ、杭は残置)		2. 既設コンクリート ※ 全て解体撤去とする。 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 3. 埋め戻し (1) 解体時のコンクリート塊は構外搬出適切処理とする。 (2) 埋め戻しは掘削残土と山砂の類を使用し、水締め後、機械による締め固めを行い、余盛を現況GL+100mmとする。		[1-4.1.2]																															
4. 機械室等の処理 ・ 機械室の解体 ・ 機器及び配管類の撤去 ・ 電気関係については関係する配線及び配管を撤去する。 (制御盤形式については接続のブレーカーにて電源を分離後、関係する配線及び配管を撤去する。)		5. 排気管 排気管及び支持金物を全て撤去し、外壁を補修する。なお、地中部分の排気管は残置し、端部はモルタル充填処理とする。		[1-4.2.1]																															
5. 公共事業労務費調査 2. 工事監理方式 3. 適用基準等 工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課作成) ・ 営繕工事電子納品要領【案】(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修)		※ 協力する。 共同監理 ・ あり ※ なし																																	
4. 工事成績評定 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式は工事運行マニュアルによる。)		5. 負担金の支払区分 ※ 本工事に含まない ・ 本工事に含む ()																																	
6. 中間技術検査 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。																																			
1. 工事実績情報システムへの登録 2. 概成工期 ※ 無 ・ 有 (工期 令和 年 月 日) 3. 内部の工事期間等 着手 令和 年 月 日 ~ 終了 令和 年 月 日とする。 ただし、次の作業は内部工事着手前に行える。(着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。) ※ 工場製作のための現場寸法調査 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により施設内部の使用を開始する。 4. 工事の記録等 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課)」による。 5. 発生材の処理等 <表 - 1> 「発生材の処理等」による。 6. 機材の検査に伴う試験 7. 技能士 ・ 配管施工 (建築配管作業) ・ 熱絶縁施工 (保温、保冷、防湿) ・ 冷凍・空調調和機器施工 (機器据付及び整備) ・ 建築板金施工 (ダクト製作及び取付) 8. 見本施工 ※ 実施しない ・ 実施する () 9. 完成図等 下記のものを作成し提出する。なお、作成方法及び部数等は監督員の指示による。 製本 (完成図・施工図)、CADデータ、保全に関する資料 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 10. 施工図等の取扱い 工事完了後整理のうえ監督員に提出する。 提出部数 A4: 1部 (電子データ (PDF等) も提出) 工事完成写真は、主要な部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。 このほか特に監督員が必要と認め指示した箇所とする。 11. 工事施工状況写真 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領 (令和5年版)」による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 (令和5年版)」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数 1部 印刷物若しくは電子データ (DVD等のメディア) で提出する。 12. 他工事との取合い 他工事との取合いは、施工に支障をきたさない時期までに、工程及び施工範囲などについて関係者と調整する。		1. 排水方式 2. 配管材料 ※ 重力式 ・ 圧送式 ※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) JIS K 6741 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741 ・ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU) AS-58 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) JIS K 9798 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 (RS-VU) JIS K 9797 エルボ返しに通気金物を下方から取付けてはならない。		1-1.1.4 [1-1.1.4] 1-1.2.1 [1-1.2.1] 1-1.2.4 1-1.3.9 [1-5.1.1] [1-1.4.5] 1-1.5.2 [1-1.6.2] 1-1.5.4 [1-1.6.5] 1-1.7.1 [1-1.8.2]	1. 既設浄化槽処理 ※ 槽内配管、機器類は全て撤去 ※ 槽内汲取り、高圧水洗浄清掃、消毒薬(次亜塩素酸カルシウム又はナトリウム溶液)散布 ・ RC製 ※ 全て解体撤去 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 (槽内穴あけ φ150mm 箇所) ・ FRP製 ※ 全て解体撤去 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 (処理槽本体は全て撤去 GL-500より下の支柱、下スラブ、杭は残置)	2. 既設コンクリート ※ 全て解体撤去とする。 ・ 現況GLから-500mmまで解体撤去 3. 埋め戻し (1) 解体時のコンクリート塊は構外搬出適切処理とする。 (2) 埋め戻しは掘削残土と山砂の類を使用し、水締め後、機械による締め固めを行い、余盛を現況GL+100mmとする。	4. 機械室等の処理 ・ 機械室の解体 ・ 機器及び配管類の撤去 ・ 電気関係については関係する配線及び配管を撤去する。 (制御盤形式については接続のブレーカーにて電源を分離後、関係する配線及び配管を撤去する。)	5. 排気管 排気管及び支持金物を全て撤去し、外壁を補修する。なお、地中部分の排気管は残置し、端部はモルタル充填処理とする。	1. 公共事業労務費調査 2. 工事監理方式 3. 適用基準等 工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課作成) ・ 営繕工事電子納品要領【案】(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修)	※ 協力する。 共同監理 ・ あり ※ なし	4. 工事成績評定 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式は工事運行マニュアルによる。)	5. 負担金の支払区分 ※ 本工事に含まない ・ 本工事に含む ()	6. 中間技術検査 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	1. 発生材の処理等 1. 再生資材の利用 下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table border="1"> <tr> <th>再生資材名</th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> <th>再資源化施設名・所在地</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考																
再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考																															
1. 発生材の処理等 2. 建設発生土の利用 盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。 <table border="1"> <tr> <th>発注機関</th> <th>工事名</th> <th>発生場所</th> <th>施工会社名・連絡先</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考						3. 建設発生土の搬出 工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 <table border="1"> <tr> <th>受入工事名/施設名称</th> <th>工事場所/施設所在地</th> <th>連絡先</th> <th>仮置場所の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		受入工事名/施設名称	工事場所/施設所在地	連絡先	仮置場所の有無	備考						4. 建設廃棄物の搬出 工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。 <table border="1"> <tr> <th>搬出する廃棄物名</th> <th>処理施設名称</th> <th>施設所在地</th> <th>連絡先</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	搬出する廃棄物名	処理施設名称	施設所在地	連絡先	備考						5. 建設リサイクル法に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。 6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外に、委託契約書の写しを提出すること。 7. 協議について 建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。
発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考																															
受入工事名/施設名称	工事場所/施設所在地	連絡先	仮置場所の有無	備考																															
搬出する廃棄物名	処理施設名称	施設所在地	連絡先	備考																															
変更				〇〇〇〇設計事務所																															
工事名称 〇〇〇〇〇〇〇〇工事		図面名称 公共下水道接続工事 仕様書		縮尺 Ver. 070401 Free																															
意電 構		意電 構		意電 構																															